

2018年1月 家計簿だより

京都生活協同組合
組織運営部
電話 075-672-6304
FAX 075-661-4311

～今月のお便りから～

☆家計簿提出も卒業です☆

家計簿提出の卒業となり、大変さみしく思います。提出作業は、たいへんな時もありましたが、皆が頑張っているという連帯感や感想文を見て、励まされたり同感したり良い時間を持てたと思います。あと少しですが、よろしくお願ひします。(60歳)

☆健康保険のお世話になって☆

ずっとお世話になっている歯科医は出来るだけ抜歯をしないドクターなので、今なお20本以上残っている(虫歯などの故に冠せている歯もあるが、歯の根は残っている)。今月虫歯で残っている歯のうち1本が痛くなり、11月になってもまだ通院しなければならない。医者にはめったにいかず、健康保険をほとんど利用しないけれど、今月は久しぶりに利用したことになる。今月の歯科への支払いは1割負担で5000円余りだったから、45000円だけ健康保険のお世話になったことになる。年間22万円余りの保険料の少しを返してもらったことになるのか、と痛いながら笑えてくる。(89歳)

☆育児のための制度の充実を☆

季節の変わり目になり、わが子たちも春に続き、また風邪をひきやすくなりました。一週間の保育所生活を何とか過ごし、週末は小児科通いが続く日々。でも半年前の入所頃に比べれば強くなったのかな、という気がします。小児科の通院が重なると、ありがたいと思えるのが医療費の安さ。おかげで少しの風邪でも通院し易いですし、早期発見&早期治療につなげることができます。薬も的確なものを処方して頂けるので薬局で買うよりも安心です(子どもの場合は、安易に判断できないですし、安易な判断が大事故を生じさせる可能性もありますもんね!)。育児のための制度は今後本当に充実してほしいと思います。(38歳)

☆残念です…☆

何年続けたことか、この家計簿とも。来年からは続けられるかな…(笑)。提出がなくなって残念です。(47歳)

☆家計費のスリム化をめざして☆

義父の三回忌を行いましたので、交際費がかさみました。超大型の台風の影響で早めに終了しましたが、無事終わりました。いまだに亡くなったという感覚が無く、ひよっこり帰ってこられるのではないか、とってしまいます。子ども達の教育費がかかなくなり、老後迄の最後の貯め期になりました。家計簿提出が出来る間に家計費のスリム化を心掛けていますが、これは、「言うが易し」でなかなか(大変)難しいです。(58歳)

☆定期健診は大切です☆

毎月みんな元気だったら貯金できるよ!と月初め。毎度誰かが何かしら病院のお世話になる家族です。今月は“子どもさんに”と貰ったチューイングキャンディを食べた主人の銀歯がポロリ。普段から定期健診を受ける私を横目に“そんなに歯医者に行くんだね”とバカにしていたバチが当たったんだと思います。高くついたお菓子でした。(32歳)

☆高額医療費制度☆

高額医療費の申請書が送られて来て提出しましたら支給額がありました。この制度、まだよくのみ込めていないのですが有難く頂きました。寝室のカーテンが古くなったので、保温も兼ねて、レール、レースカーテン、布カーテンとオーダーしました。使い心地抜群です。(76歳)



☆孫達との海外旅行を楽しみに☆

10月は孫の運動会と娘が国家試験を受ける為孫達の子守を頼まれ2回東京に行ってきました。その為交通費が多くなりました。教養娯楽費は英会話教室の3ヶ月分の受講料です。体験に行き同年代の方達と先生との英語のやりとり。楽しい1時間で早速入会しました。孫達と海外旅行に行く日を楽しみにレッスンを続けるつもりです。(67歳)

☆日本人として恥ずかしくない行動を☆

今月は帰省しなければならずJR利用しました。新幹線は高いです(泣)。また海外からの観光客の多さにびっくりでした。ありがたいことですが、出張帰りのおじさん達「日本人」として、恥ずかしくない行動をとってほしいものだと感じた車内でした。(43歳)

☆お誕生月の特典☆

今月は誕生月で、いろんなお店から特典のハガキがきました。どのタイミングで何に使おうか、日が過ぎて失効したら勿体ないけど要らないものを買うのはもっと勿体ないから、カバンにハガキを携帯して、1週間ごとに何かしらに使用しました。使いきれなかった特典もあったけれど、ちょこっと満足してまた1年上手に暮らしている気がしています。家計簿をつけてみると、今月はとてもシンプルな収支になっていました。先月が子どもの学費ですごく特徴的だったので、子どもの教育費が終れば毎月が今月のように、収支が安定するのかなあと思いました。誕生月は洋服と加工食品が多め。月のはじめは家族の物を特典利用して購入しましたが最後の週にやっと自分のほしいものも買えました。加工食品は大好きなメーカーのかんてんぱぱの通販です。京都生協でもかんてんぱぱの商品は買えますが、新商品とか気に入っているものを年に1、2回買います。ステキな長野県の風景写真や美文字のスタッフさんのお手紙が届きます。いつかかんてんぱぱガーデンに行ってみたいです。(43歳)



☆金の威力はすごい！☆

10月末、稲藁を切り、稲の一連の仕事をやっと終わりました。我が家の田は一反足らずですが、これで娘夫婦、次男家族と私達夫婦の米をまかなっています。8月28日、刈取りは一条刈りのバインダーで。これを一束一束運んで、稲木にかけて天日乾燥させます。今年は雨が多く、充分乾燥してないけど脱穀しました。その日からずーと雨で、やっと晴れた10月末、どろどろになって藁切りをしました。切った藁は田にまいたり畑で使ったりします。コンバインなら稲刈り、脱穀、藁切り、種まきを一反なら2時間程で全て終わります。別に乾燥機もいるので数百万円かかりますが、どろどろになることもなく力もいりません。金の威力はすごいとつくづく思いました。(70歳)

☆子どもの国民年金…☆

昨日、次男の所属していたテニス部の試合があったので応援に行き、そこで長男の国民年金をまとめて払って、来年の5/1には口座引き落としで2年分払う話をしたら、学生だから納付特例制度をつかえばいいやんとか、将来もらえるかわからないから払ってないよという意見を聞きました。私も学生の時に猶予の申請はした気がするのですが、その後すぐに就職して厚生年金に入ったり一年後くらいに結婚して扶養に入ったりしたので、国民年金の期間は短かったし、払っていなかった期間はあったとしても少しの期間だろうと思います。でも、息子の年金は払えるなら払っておいてあげたほうが、子どもが将来受け取る年金がわずかであっても満額受給できる方がいいと思って手続きしました。でも、身近にも子どもの国民年金を払わないという家庭がやはりあるんだ～、と思いました。でも払えるなら払ってあげた方がよくない？って話が自信をもってできなかったです。将来年金がどうなるか、私にもわからないので。うちは払っておいたほうが良いと思うから大きい額だけ頑張って払って、自分えらいな～、よく払えたなって思っているんだよって話したら、払えるおうちはいいんだよ、お金持ちだね、みたいに言われましたが全然違う！ん～なんと云えばいいんだか…。今苦労しているから、将来の不安を少しでも軽くできるように自助努力しているつもりなんです…。こういうの、子どもも親を見て知ると思うし…。(43歳)

「孝子の家計のツボ」

困ったことはありませんか？

第16回目は消費者トラブルについてです。

特殊詐欺とクーリングオフについて

12月11日（月）に開催された家計簿モニター交流会の中で、京都府消費者教育推進員・消費生活相談員の木戸明美さんを講師に「消費者被害の学習会」を開催しました。参加者アンケートをみると「具体的な事例を挙げて説明していただき、とてもよくわかりました。」などと好評だったようです。今回はそのなかから特殊詐欺とクーリングオフについて説明します。

「特殊詐欺」とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る行為のことで、振り込み詐欺とそれ以外の特殊詐欺に大別できます。振り込み詐欺にはオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺などがあり、振り込み詐欺以外の特殊詐欺には金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺などがあります。ここに挙げた個々の詐欺について紙面に制約があるため具体的な説明はできませんが、字面をみればどのようなものかは想像がつくのではないかと思います。国民生活センターによれば、平成28年度の被害総額は、振り込み詐欺関連が375億円、それ以外が32.6億円で、総計約407.7億円であり、被害総額は前年度比で15%減ですが、被害件数は前年度比2%増になっています。

このような被害にあった際に助けになるのはクーリング・オフ制度です。この制度は、取引の種類により、契約時から一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。取引の種類と期間、必要な手続きについては下記の表を参考にしてください。通信販売はこの制度の適用外であることは注意が必要です。とにかく困ったときは消費者ホットラインTEL188番に電話してください。近くの消費生活相談窓口につながります。

こんなときは、クーリング・オフ

※通信販売は、
クーリング・オフ
はありません。

クーリング・オフは、契約書を受取ってから一定期間、無条件で契約解除できる制度です。

取引内容	期間	
訪問販売	8日間	販売会社宛て 通知書 次の契約を解除します。 契約年月日 平成〇年〇月〇日 商品名 ○○○○ 契約金額 ○○○〇円 販売会社 株式会社 ×× 担当者 △△△ 支払った代金〇〇円を返し商品を 引き取ってください。 平成〇年〇月〇日 住所 ○○○○ 名前 ○○○○
電話勧誘販売		
特定継続的役務提供		
訪問購入		
連鎖販売取引	20日間	カード会社宛て 通知書 次の契約を解除します。 契約年月日 平成〇年〇月〇日 商品名 ○○○○ 契約金額 ○○○〇円 販売会社 株式会社 ×× 担当者 △△△ クレジット会社 □□□ 平成〇年〇月〇日 住所 ○○○○ 名前 ○○○○
業務提供誘引販売取引		

- クーリング・オフの通知書の両面をコピーし、控えとして保管する。(5年間)
- 証拠が残るように、簡易書留か特定記録郵便で送付する。